

木曾町まちづくり計画

～ 木曾町建設計画 ～

日本のふるさと・豊かな水と緑あふるる故郷
～ 木曾 ～

平成17年2月1日

木曾町合併協議会

目 次

はじめに

序論

1. 合併の必要性
 - (1) 全国的に見た必要性
 - (2) 地域的に見た必要性
2. 計画策定の方針
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画の期間

第1章 木曾町の概況

1. 地形・面積
2. 人口
3. 産業動向
4. 気候

第2章 主要指標の見通し

1. 人口
 - (1) 総人口
 - (2) 年齢別人口
 - (3) 就業人口
2. 世帯

第3章 木曾町建設計画の基本方針

1. 基本方針と6つの基本理念
 - (1) 木曾町の将来像
 - (2) 木曾町建設計画の体系
 - (3) 6つの基本理念
 - (4) リーディングプロジェクト
2. 土地利用構想
 - (1) ゾーニングによる地域の特色づくり
 - (2) ゾーン別整備基本方針
3. 地域自治の方針
 - (1) 真の住民自治実現に向けて
 - (2) 分権型合併で目指すまちづくり
 - (3) 木曾町における分権型合併の基本的事項

第4章 木曾町の施策

1. 暮らしを支えるネットワークづくり
2. 未来に輝く心ゆたかな人づくり
3. 資源を活かした産業のまちづくり
4. 安心して暮らせる健康で明るい社会づくり
5. きれいな空気と水、美しい景観のある環境づくり
6. みんなで進めるまちづくり

第5章 木曾町における長野県の取り組み

1. 長野県の役割
2. 新町における長野県事業

第6章 公共的施設の適正配置と整備

第7章 財政計画

1. 前期財政計画
 - (1) 歳入
 - (2) 歳出
2. 後期財政計画
 - (1) 歳入
 - (2) 歳出

はじめに

木曾町建設計画は、先に策定された木曾町将来構想を継承、発展させた計画となっています。4町村が合併した際に、どのようなまちづくりを具体的に進めていくか、協議、検討し、策定されたものが、本木曾町建設計画となります。

平成の合併協議により、木曾郡は大きく変貌しようとしています。山口村は岐阜県中津川市と県境を越えた合併を進めています。また、北の檜川村は、郡を越えた塩尻市との合併を進め、木曾郡の枠組みも大きく変わろうとしています。さらに、国道361号権兵衛トンネルの開通により、東は伊那市に接するようになり、車で30分圏内という経済的にも密接な関係となります。

このような結果、周辺に大きな市が出現し、新たな地域間競争が巻き起こされることとなります。この地域間競争に生き残り、地域住民が暮らしやすい基盤を、維持、確保するためにも、木曾町として新たなまちづくりを進める必要があります。

そのためには、木曾というブランドを高め、積極的に発信し、地域の産業を振興し雇用を創出することが不可欠です。これまで、それぞれの地域として努力してきた力を結集し、より大きな活力を生み出せるよう、まちづくりを進めていきます。

その一方で、地域に根ざした、地域住民による住民自治の発展とそれに伴う行政と住民との連携による公民協働のまちづくりにも大きな期待が集まっています。新しい町となり、新たなまちづくりを推進できることにより、これまでとは異なる、地域住民が主体的に関われる住民自治を広めることができます。さらに、様々な連携を図り、協働の仕組みを構築することにより、地域全体の活力を高めることが可能となります。

木曾町となる重要な目的のひとつは、行財政改革による足腰の強い自治体をつくることでもあります。行財政の効率化、健全化をはかるためにも、一定規模の財政基盤が必要となります。さらに、合併を機に、スキー場等への対応も明確にし、新たなまちづくりを推進できる強い自治体を目指しています。

町を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの取り組みでは解決できない問題が山積している状況となっています。新たな枠組みをつくり、知恵を出し合うことにより、この状況を打破できるものと考えています。

本木曾町建設計画にまとめられました取り組みを、計画的に進めることにより、新しい町が地域間競争に勝ち抜き、発展できるものと考えています。

序論

1. 合併の必要性

(1) 全国的に見た必要性

①住民ニーズの広域化、高度化

- ・ 交通、通信手段の飛躍的な進歩により、住民の生活圏は広域化しました。その結果、現行町村の行政区域を越えた、広域的なニーズが顕在化しています。
- ・ 社会が多様化、複雑化した結果、老人福祉や介護に対する支援、情報ネットワークの整備、男女共同参画社会の実現、いじめ・不登校への対応など、高度で専門的なニーズが多岐に渡って求められています。

②地方分権の推進

- ・ 地方分権の推進にともない、住民への身近なサービスの提供は、市町村自らの判断と責任において決定し、実施することが重要になり、地方行政の中心的な役割を担うことが求められています。
- ・ 住民に最も身近な市町村には、自己決定・自己責任の原則のもと地域の総合的な行政を担いうるよう、企画調整力や法制執務能力をはじめとした行政能力の向上と、政策実現のための財政基盤の充実強化が望まれています。

③少子・高齢化の進行

- ・ 出生率の低下や未婚・晩婚化などにより、少子化が進んでいます。その一方で、医療技術の進歩などにより、急速な高齢化が進んでいます。
- ・ 市町村においても、保健、医療、福祉に関する財政需要が増大するため、効率的かつ安定的に質の高いサービスを提供できる体制づくりが求められています。

④厳しい財政状況

- ・ 景気の低迷による税収の落ち込みと、一連の経済対策、恒久的減税の実施により、国の抱える長期債務は、毎年膨らみ続けています。国、地方ともに極めて厳しい財政状況にあるといえます。
- ・ 市町村にあっては、最小の経費で最大のサービスが提供できるよう、一層効率的な行財政運営に努める必要があります。

(2) 地域的に見た必要性

①少子・高齢化の進行

- ・ 当地域でも少子・高齢化が進んでいます。特に、高齢化の状況は進行しており、当地域全体で27.1%になります。少子化の状況は、一定の水準を保っており、全国的には少子化傾向が弱い地域です。
- ・ 今後10数年間は、緩やかに高齢化率が高まると推計されます。出生率は比較的高いものの、労働人口は減少します。また、後期高齢者といわれる75歳以上の高齢者が増え、社会保障費の増大が予想されます。
- ・ 現在介護保険など広域連合で対応していますが、さらに効率的、安定的にサービスを提供できる体制づくりが早急に必要とされています。また、少子化対策として、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要です。

②木曾川の源流と森を守る

- ・ 当地域の95.4%は山林等であります。山や森を守ることは、環境全体の浄化や景観形成、災害の防止等、様々な効果を生み出します。
- ・ この取り組みを、下流域の住民、行政とともに進めていくためには、地域としての広域的な取り組みが必要となります。さらに、多くの国有林を維持、管理するためにも、その体制づくりが必要となります。
- ・ 源流を守るためには、当地域を流れる水をきれいに保つことも必要です。下水道や浄化槽などによる、生活排水の浄化は不可欠となります。整備した下水道などの施設を維持、管理していくことも重要な課題です。これらの取り組みを進めるためにも、その体制の確立が重要となります。

③地域産業の伸び悩み

- ・ 日本経済の停滞は、当地域にも深刻な影響を与えています。林業は大変厳しい状況にあり、農業生産も、高齢化や輸入品の台頭により大きな影響を受けています。観光関連産業も、競争の激化や経済の低迷などにより、大きく落ち込んだ状況となっています。
- ・ この状況を打破していくためには、広域的な連携体制を確立し、重点化、選択した取り組みが必要となります。

④広域的道路の整備推進

- ・ 国道19号は、当地域の生命線となっています。中央自動車道についての対策も検討されつつありますが、木曾川右岸道路の整備は早期に望まれています。
- ・ 木曾から伊那まで抜ける権兵衛トンネルの開削も終わり、高山市と高遠町を結ぶ国道361号は観光・生活道路として整備されつつあります。この道路の整備と並行し、旧町村間を結ぶ道路の整備も必要となります。
- ・ このような広域的な道路整備を進めるためには、広域連合という枠組みから一歩進んだ町村合併による効果が期待されます。

⑤歴史的、文化的資源である「木曾」ブランドを活用する

- ・ 当地域は、古くから「木曾」地域として全国にその名を知られてきました。江戸時代には中山道が交通の要であり、多くの旅人が木曾路を行き交いました。
- ・ 「木曾」というブランドを産業、社会全般で活かし、地域の活性化に結びつける必要があります。そのためには、広い地域が一体となった取り組みが必要となります。
- ・ 自然環境資産としての木曾ブランドである「木曾川」「木曾御嶽山」「木曾駒ヶ岳」等の雄大さや、四季折々の風景を大切にしたい観光産業の育成を図る必要があります。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、新しい木曾町として、一体的なまちづくりを進めるためのものです。合併による効果を最大限に活かせるよう、新たなまちづくりを目指した計画となっています。

本計画は、合併後の基本計画にも受け継がれ、年次計画に基づいて推進されることとなります。

(2) 計画の構成

本計画は、「木曾町将来構想」を基に、木曾町における将来指標の見通し、木曾町建設の基本方針、将来像を実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心に構成しています。

(3) 計画の期間

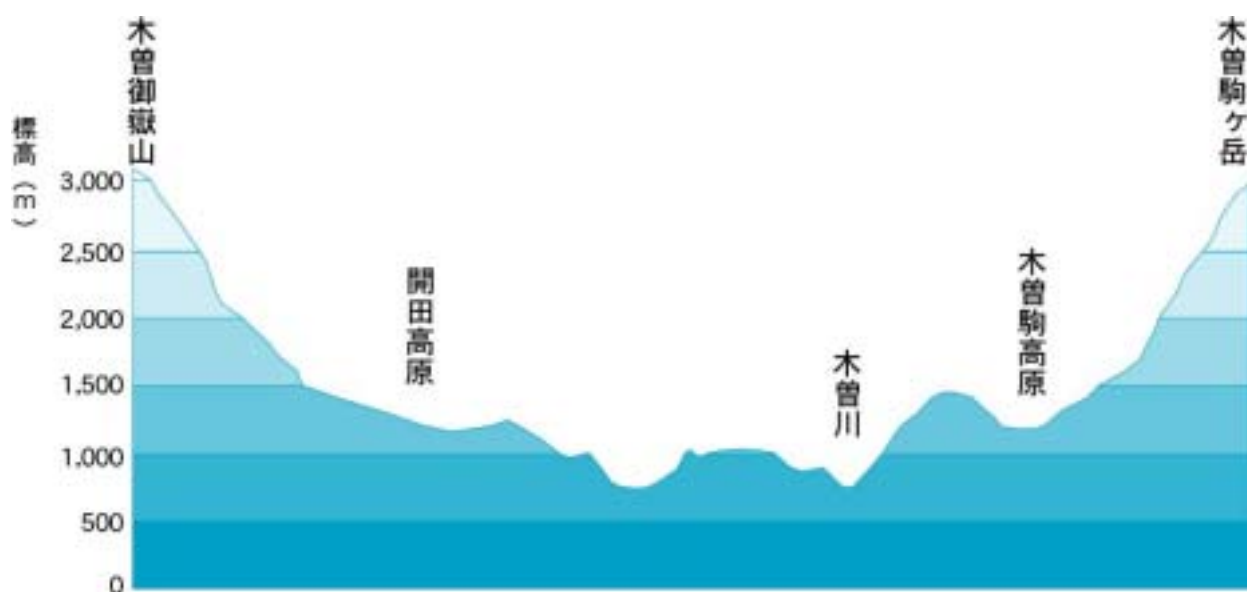
本計画の計画期間は、合併初年度の2005年（平成17年）度から2014年（平成26年）度までの10年間とします。

第1章 木曾町の概況

1. 地形・面積

木曾町は、長野県の南西部に位置し、面積 476. 06 km²となります。西は木曾御嶽山、東は中央アルプス木曾駒ヶ岳の間にあります。

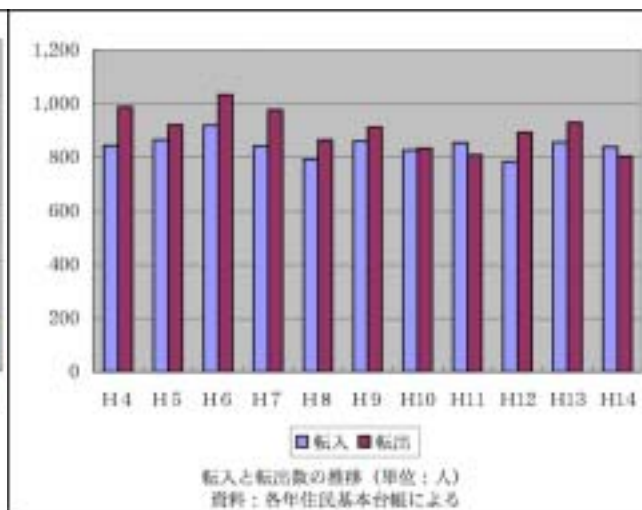
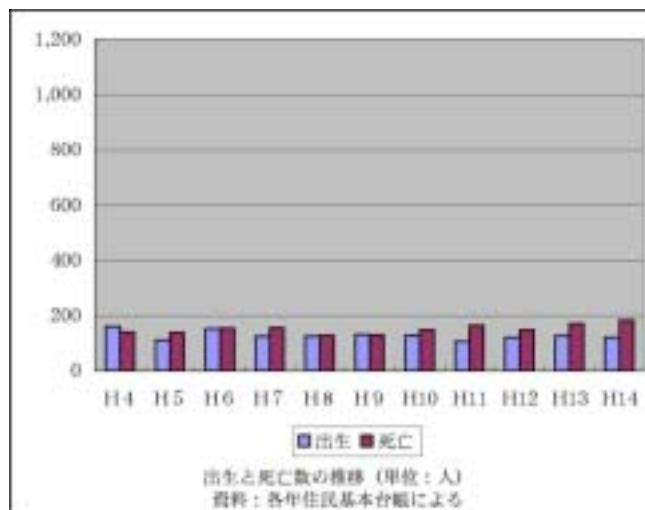
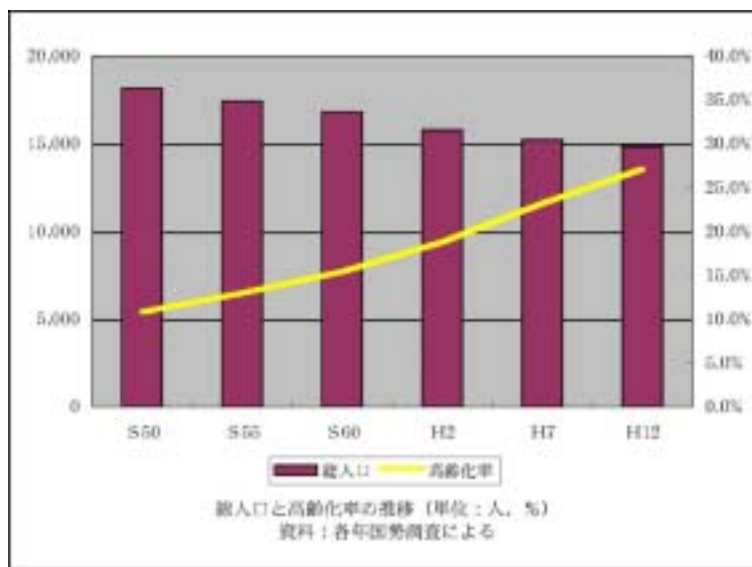
面積の 95. 4%は山林等であります。中央には木曾川が流れ、その流域に沿って国道 19号と J R 中央西線が走っています。



2. 人口

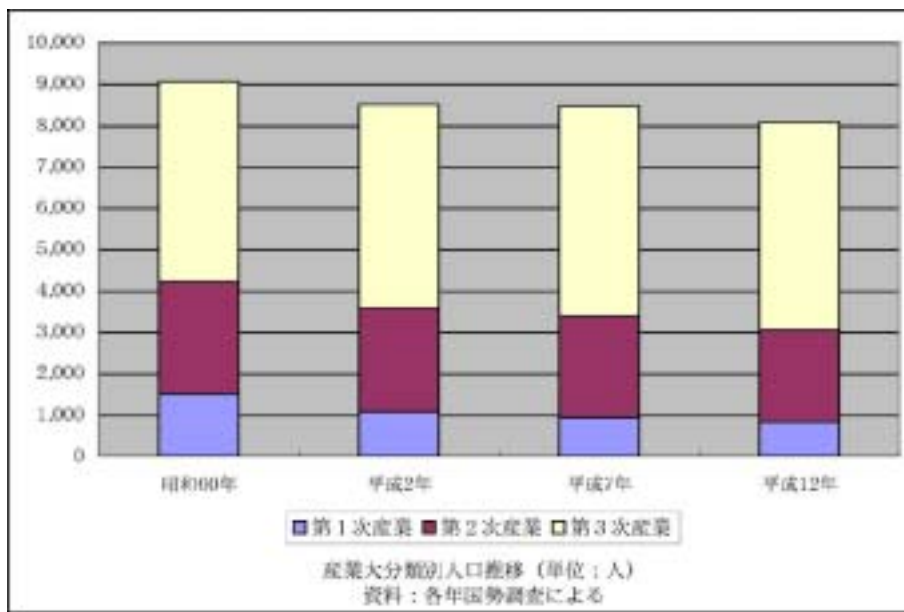
昭和50年より今日まで、人口は減少傾向にあります。その一方で、高齢化率は年々上昇し、27.1%に達しています。出生率は比較的高いものの、高齢化の進行と、主要産業であった林業の衰退などにより、人口が減少しています。

近年は転入・転居による社会減は、小さくなる傾向にあります。しかし、高齢化が進んだ結果、自然減が大きくなる傾向にあります。



3. 産業動向

林業の衰退、農業従事者の高齢化などにより、第1次産業に従事する人口は減少傾向にあります。工場の中国への進出や景気低迷の影響により、第2次産業の従事者も減少しています。その一方で、観光関連産業やサービス産業への従事者が増加し、全体の約60%に達しています。

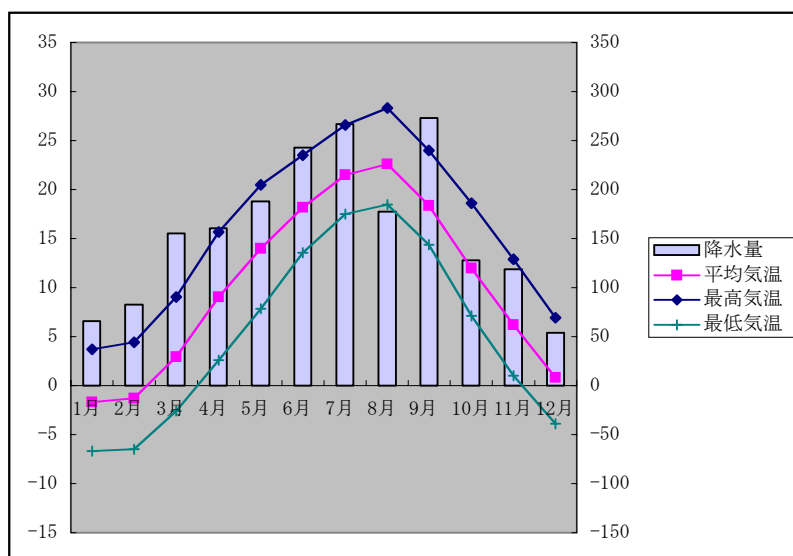


4. 気候

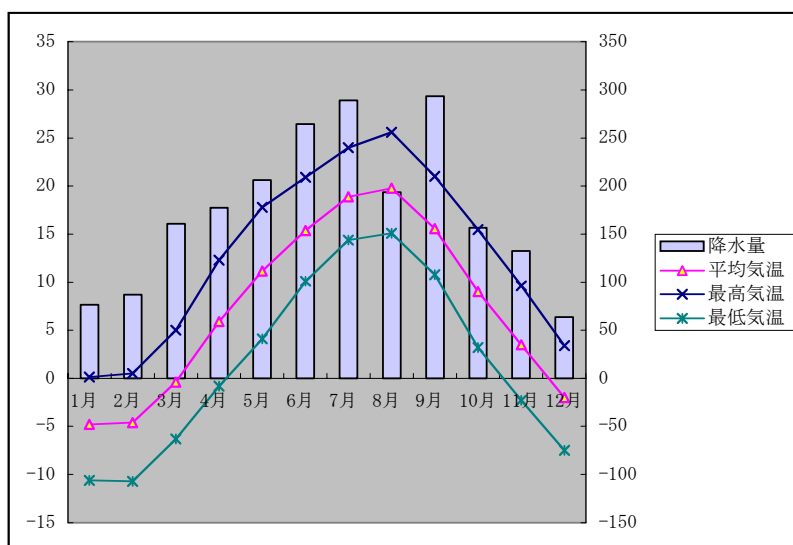
西は御嶽山、東は木曾駒ヶ岳に囲まれた木曾町は、高原から山麓、木曾川流域まで、様々な地形と気候があります。

木曾町全体は、夏と冬、昼と夜の寒暖の差が大きい、内陸性気候といえます。しかし、木曾川流域の木曾福島地域では、年間平均気温が10.2℃である一方、御嶽山麓に位置する開田高原では7.3℃と、年間平均気温で約3℃の差があります。

年間降水量にも差があり、特に冬期間の降雪量、積雪量は、地区により大きく異なります。



アメダスデータ(木曾福島)



アメダスデータ(開田)

第2章 主要指標の見通し

1. 人口

(1) 総人口

木曾町における人口は、14,866人（資料：平成12年国勢調査による）です。人口はやや減少しており、この傾向は今後も続くと予測されます。その結果、合併してから10年後（平成27年）の将来人口は13,041人と推計されています。

(2) 年齢別人口

65歳以上の高齢者は、4,034人（資料：平成12年国勢調査による）となり、高齢化率は27.1%となっています。長野県の平均21.4%を超えており、今後も高齢化が進むものと予測されます。平成27年には、高齢化率が34.6%となると推計されます。

(3) 就業人口

総人口の減少と高齢化率の増加により、生産人口（15歳から64歳までの人口）も、減少していくと推計されます。農林業と工業の置かれている環境は厳しく、サービス業の割合が少しずつ増えていくものと予測されます。

2. 世帯

世帯数は、人口の減少よりやや少なく、1世帯当り人口が増加しています。高齢化の進行など、今後もこの傾向は続くと予測されます。その結果、1世帯当り人口が若干減少していくと推計されます。

総人口、年齢別人口、就業人口、世帯数の推移と今後の推計

区分		国勢調査人口		将来推計データ		
		1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
総人口		15,221	14,866	14,409	13,795	13,041
年齢別人口	年少人口 0～14歳	2,224 14.6%	1,964 13.2%	1,860 12.9%	1,696 12.3%	1,546 11.9%
	生産人口 15～64歳	9,462 62.2%	8,868 59.7%	8,186 56.8%	7,672 55.6%	6,980 53.5%
	老年人口 65歳以上	3,535 23.2%	4,034 27.1%	4,365 30.3%	4,428 32.1%	4,518 34.6%
就業人口	総数	8,460	8,074	7,810	7,650	7,480
	就業割合	55.6%	54.3%	54.2%	55.5%	57.4%
	第1次産業	926 10.9%	826 10.2%	810 10.4%	800 10.5%	780 10.4%
		2,442 28.9%	2,216 27.4%	2,000 25.6%	1,900 24.8%	1,800 24.1%
	第3次産業	5,089 60.2%	5,025 62.2%	5,000 64.0%	4,950 64.7%	4,900 65.5%
世帯数		5,400	5,500	5,650	5,550	5,500
1世帯当り人口		2.82	2.70	2.55	2.49	2.37

※ 将来推計データ：総人口及び年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所による各市町村人口推計の和で算出。平成12年の合計特殊出生率で今後とも推移する条件。

第3章 木曾町建設計画の基本方針

1. 基本方針と6つの基本理念

(1) 木曾町の将来像

「日本のふるさと・豊かな水と緑あふるる故郷、木曾」

木曾町は、木曾ひのきに代表される森林資源や中京圏の水源である木曾川などが流れる豊かな自然に恵まれた地域です。また、御嶽山をはじめとする山岳信仰や交通の要衝中山道の宿場町として古くから人々の



往来する地域でもありました。これからは、このような特色や様々な資源を産業や観光に活かしつつ、より暮らしやすく豊かな人間性を育むまちづくりを進めます。



(2) 木曾町建設計画の体系

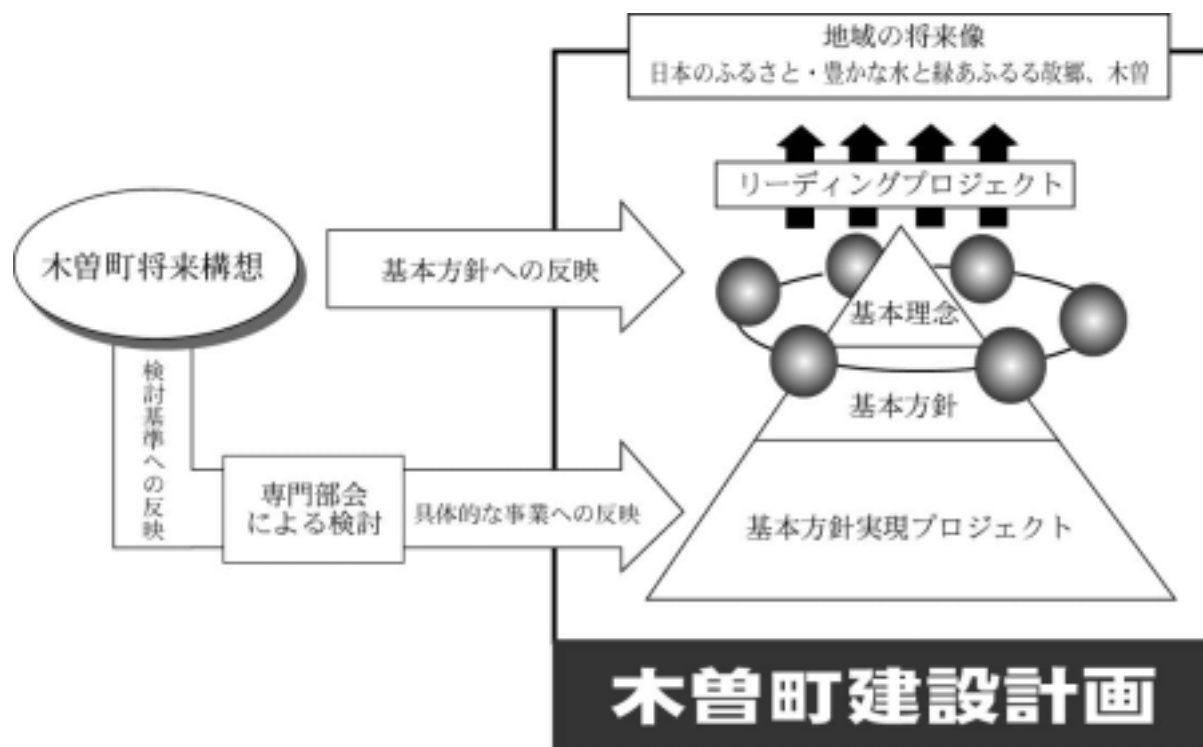
木曾町建設計画は、木曾町将来構想に基づき、合併した際に具体的にどのようなまちづくりをしていくかを定めた計画であります。

目指すべき将来像や基本的な方針は、木曾町将来構想を踏まえています。また、専門部会などにより、具体的な検討を進めた結果を、基本方針実現プロジェクトへ反映させています。

目標とする地域の将来像を「日本のふるさと・豊かな水と緑あふるる故郷、木曾」とし、この将来像を実現するため、6つの基本理念と、それに基づく基本方針を定めています。さらに、木曾町が発展していくための鍵となる主要プロジェクトとして「リーディングプロジェクト」を掲げています。

基本方針実現プロジェクトは、具体的な検討を進めた結果に基づき、地域の将来像を実現するための取り組みを掲げています。この内容は、まちづくり全体に及び、広範囲となっています。

このような取り組み、方針の中で、地域の将来像を実現するために、特に注力していくべきものをリーディングプロジェクトとして掲げました。基本理念や組織を横断的に包括した、まちづくりを牽引していく最重要プロジェクトと位置付けています。



木曾町建設計画概念図

(3) 6つの基本理念



暮らしを支えるネットワークづくり

生活拠点が広範囲となる木曾町を、道路網と公共交通手段の整備により、ネットワーク化し、相互の結びつきと生活の利便性を向上します。

情報化社会といわれる現在、情報を入力し発信できるインフラの整備は不可欠となりました。町内のコミュニケーションだけでなく、町外、世界への情報発信が可能となる通信ネットワークの基幹を整備していきます。

木曾川上下流域の交流や地域間交流、国際交流といった人の交流も積極的に進めます。他地域との交流により地域を活性化するとともに、地域を見直すきっかけとして取り組んでいきます。

未来に輝く心ゆたかな人づくり

木曾町は、豊かな自然に囲まれ、自然と共生した暮らしを営む必要があります。自然との共生、自然の豊かさを理解し、今ある自然を後世に残していけるよう、思いやりがあり、人間性豊かな人づくりを目指す、木曾教育を推し進めます。

学校教育と地域との連携を深めるとともに、林業大学校や技術専門校など、地域の特性を活かした教育機関と連携し、生涯学習を積極的に進めます。さらに、地域に根ざした文化、民俗なども保存、伝承し、地域の素晴らしさを後世に伝えます。また、木曾地域の良質な文化を定着させ、心豊かな地域社会を構築するために、芸術文化の振興と醸成を行います。

資源を活かした産業のまちづくり

木曾町にある地域資源を掘り起こし、それぞれの地域と連携を図る中で、産業興しを進めます。町内の各地域が連携することにより大きな情報発信力を発揮できるとともに、それぞれの地域の良さを、お互いに活用し、より魅力が増すよう、取り組んでいきます。

豊かな森林と自然環境は、木曾町の大きな財産です。これまでのような林業、農業、観光、工業、商

業という分野で個々に取り組むのではなく、森林や自然環境をはじめ、地域の資源を活かす新たな産業、分野を生み出し、知恵を出し合い、地域を活性化します。

安心して暮らせる健康で明るい社会づくり

木曾町は既に高齢社会を迎えています。お年寄りが安心して暮らせる社会となるよう、介護保険など各種制度の運用を円滑に進めるとともに、保健、福祉、医療が一体となった取り組みとなるよう連携を図ります。

少子化の傾向は、木曾町でも顕著になりつつあります。共働きや核家族化など、社会構造が大きく変化している中で、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

きれいな空気と水、美しい景観のある環境づくり

豊かな自然環境を守り、後世に受け継ぐために、下水道等による水環境の保全に積極的に取り組みます。さらに、自然環境と共生し、景観に配慮したまちづくりを進めます。

きれいな空気と水を守り、地球の温暖化を防ぐためには、私たちの生活習慣を変える必要があります。資源を有効に活用し環境にやさしい暮らしとなるよう、資源循環型社会を構築していきます。

みんなで進めるまちづくり

住民が参画し、協働して進めるまちづくりを目指します。それぞれの地域が自律してまちづくりを進められるよう、地域内分権を行い、各地域が有機的に結びつくことにより木曾町全体として活性化できるよう、取り組んでいきます。

厳しい財政状況の中、効率的、効果的な財政運営ができるよう、財源の重点配分を行っていきます。これまでの方針や習慣にとらわれず、知恵を出し合い、見直すものは見直すことにより、健全な財政を目指します。

(4) リーディングプロジェクト

6つの基本理念を踏まえながら、まちづくりを先導する、重要なプロジェクトとして「リーディングプロジェクト」を掲げます。

① みんなが輝く「木曾ブランド」発信プロジェクト

歴史的にも木曾地域は、全国へ様々な木曾ブランドを発信してきました。この「木曾ブランド」を積極的にまちづくりに活かすことにより、木曾町の活性化を図ることがこのプロジェクトの狙いです。

これまでうまく連携を図れず個々の取り組みとなっていた観光や農林業においては、木曾ブランドを核に木曾町の魅力を全国に発信していきます。さらに林業や森を守る取り組みなども、木曾ブランドとして都市との連携を深めていきます。

地域の資源を活かしたまちづくり、自然と共生し森や山を守るまちづくりは、これからの取り組みです。森や山、水を守るため、大半が国有林となっている木曾の山づくりを都市住民の協力を得ながら、新たな木曾町の資源とすることも考えられます。

このような新しい取り組みで素晴らしいまちづくりの先例を創り上げることも木曾ブランドを輝かせることとなります。若者が夢を持って暮らせる、みんなが輝く木曾町を、木曾ブランドを活用し育て上げていきます。

② 人々が行き交う「交流拠点」拡大プロジェクト

中山道は人々が大勢行き交う街道であり、各宿場町は大変なにぎわいがありました。国道361号が整備されることにより、人々の流れも大きく変わるものと期待されています。

国道19号と361号という幹線道路が確立すると、南北の流れだけでなく、伊那谷から高山へのルートが整備され、人々が行き交う交流拠点として木曾町を位置付けられるようになります。

この結果、伊那谷との交流も深まるようになり、関東地方からの観光客が伊那谷を通過して木曾町を訪れやすくなるなど、今まで以上の交流が期待できます。さらに、高山市や岐阜県の観光地との連携を図り観光客の誘客を図ることも可能となります。

このような道路交通網の改善が、地域経済の活力を増す効果を生み出すよう、木曾町にある地域資源を最大限活用し、滞在型の観光を発展させるとともに、滞在時間を延ばせる取り組みを進めていきます。さらに、観光という切り口だけでなく、農林業や地場産業などへの波及効果も高められるよう、積極的に連携を図ります。

③ 地域の個性を発揮する「コミュニティ活力」増強プロジェクト

新しい木曾町を創り上げる主体は、住民です。大きな町になることが目的ではなく、住民主導によるまちづくりを進めることが重要です。

これまで各町村で進めてきた住みやすい生活環境づくりは継続します。さらに、地域間の交流が容易になるようにし、これまで以上に住みやすい、活性化したまちづくりを進めます。

木曾町の中にある各地域が活性化するためには、若者が喜んで暮らせることが重要です。さらに、子どもを産みやすい、育てやすい環境づくりを行い、子どもたちの笑い声が絶えない町にしていきます。

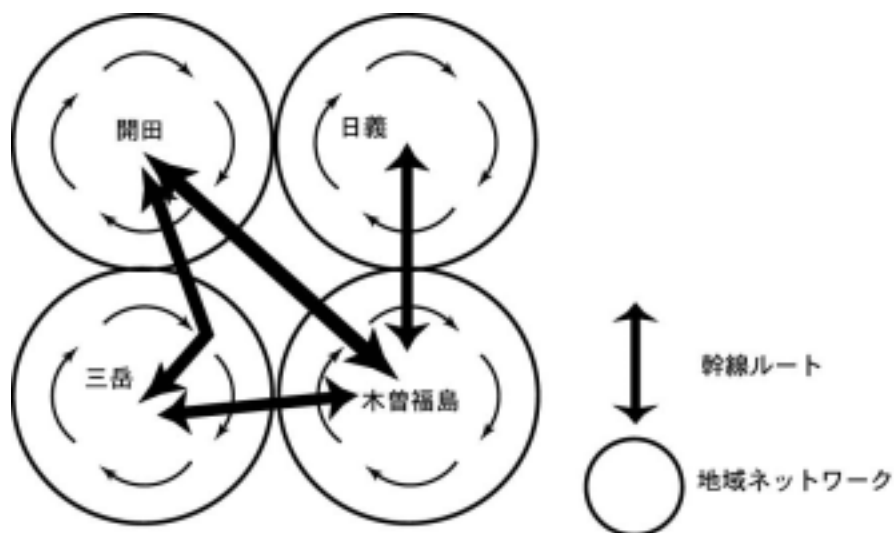
地域の個性を発揮するためには、それぞれの持つ良さをより深く理解することも必要です。先人が育ててきた地域の知恵や文化を基盤とした「木曾学」を発展させます。地域に誇りを持ち、それぞれの立場を尊重できる素地を育む基にします。

④ 「暮らしのネットワーク」強化プロジェクト

木曾町は、自然に抱かれた地形の中で、自然とともに暮らしています。この暮らしを支えるネットワークを強化し、子どもからお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

これまで個々の町村では取り組みにくかった公共の足の確保を図っていきます。地域振興バスだけでなく、様々な方策を検討し、効率的でかつ利便性の高い公共の足を確立します。合わせて、道路網の整備を進め、交通ルートの多様化を図ります。

情報インフラの構築も重要な課題です。インターネットに代表される、ネットワーク社会の基盤となる情報インフラや、テレビのデジタル化への対応など、身近な情報化を積極的に推進します。



「住民の足」ネットワークイメージ

2. 土地利用構想

(1)ゾーニングによる地域の特色づくり

木曾町は、地域によって、さまざまな歴史や文化が残る町です。これまでのまちづくりの経緯を踏まえ、さらに特色ある地域づくり、まちづくりを進めるために、その考えを具体化したゾーニングを進めます。

木曾町全体としての統一感を考えながら、各地域の特色が活かせるゾーニングを行います。

(2)ゾーン別整備基本方針

木曾町を大きく3つのゾーンに分け、それぞれのゾーンの特性を活かしたまちづくりを考えます。

<3つのゾーン>

1. 木曾駒高原交流活用ゾーン

木曾駒ヶ岳の麓、高原の特性を活かしたレクリエーションゾーン。自然と楽しむことを中心とした都市圏との交流を展開するゾーン。

2. 御嶽山活用ゾーン

御嶽山麓のエリア。木曾の森林と山麓の農業、観光を連携するとともに、自然と共生するゾーン。

3. 木曾川街道ゾーン

「木曾川に沿った、街道生活ゾーン。仕事や買い物などで様々な暮らしを支えるとともに、歴史的な風情の中で、多くの人々が集うゾーン

<4つのサブゾーン>

(1) 山麓交流ゾーン

自然との共生を図りながら、農林観光業を連携させ、暮らしの利便性を保つゾーン。

(2) 高原活用ゾーン

高原の特性を活かした、高原野菜や牧畜などを育成するゾーン。

(3) 自然保護ゾーン

貴重な森林資源や自然が残されている地域で、特に保護を強化するゾーン。

(4) 中心市街地整備ゾーン

商業や工場、事業所が集まり、生活の基盤を支える機能を充実、整備するゾーン。



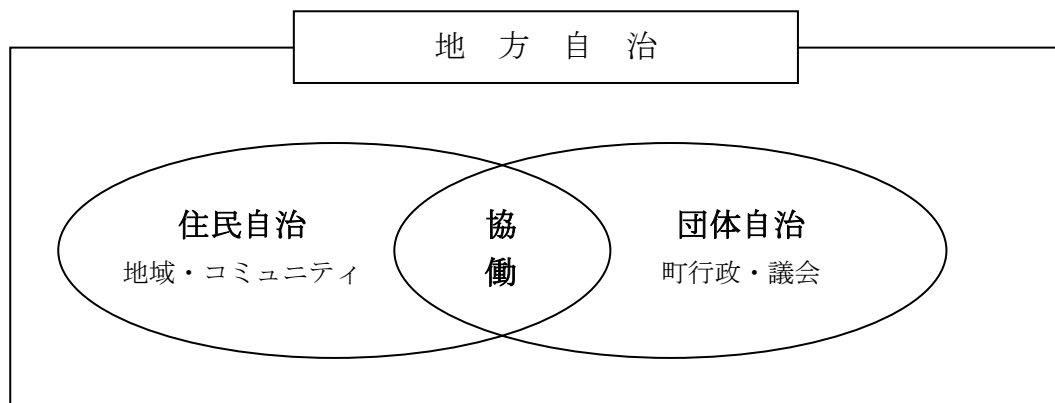
3. 地域自治の方針

(1) 真の住民自治実現に向けて

これまでの取り組みにより、国による画一的な、最低限の生活保障や社会基盤整備は、ある程度達成されたといえます。平成12年4月に施行された地方分権一括法により、国と地方公共団体の役割分担が明確となり、上下・主従の関係から、対等・協力の関係となりました。

このような中で今求められていることは、小さな単位で可能なことは地域で解決し、そこで不可能なこと、もしくは効率的でないことは市町村や県、国に任せるという「補完性の原理(※)」に基づいた行政システムのもとで、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく、個性あふれる豊かな地域づくりです。

地域主権となるまちづくりを、地方自治本来の姿である住民自治と考え、住民参加・主導のまちづくりを積極的に進めていきます。



木曾町が目指す自治のあり方

(2) 分権型合併で目指すまちづくり

「大きな町の大きな展開と、小さな自治の輪の広がり」

木曾町における分権型合併の目指すまちづくりは、「より高い**住民自治**」、「より安定した**財政基盤**」、「より高い**政策立案**」を実現するため、新町全体で統一して進める分野は、「スケールメリット(※)」を活かして、よりダイナミックに展開し、旧町村単位で進める分野は、コミュニティの充実を図りながら、よりきめ細かな住民ニーズに対応するというシステム・仕組みを基本とします。

住民と行政が対等協力のパートナー(公民協働)として、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく、**個性あふれる豊かな地域づ**

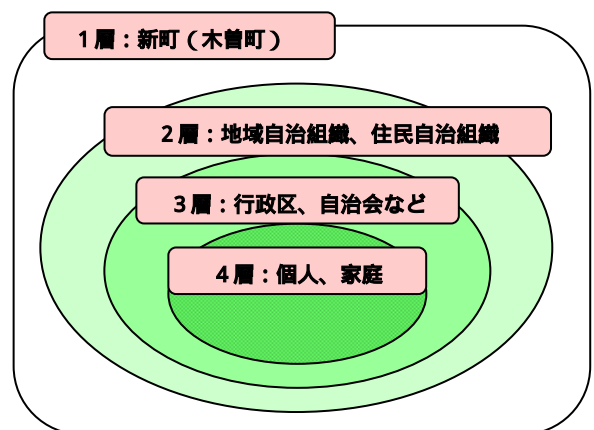


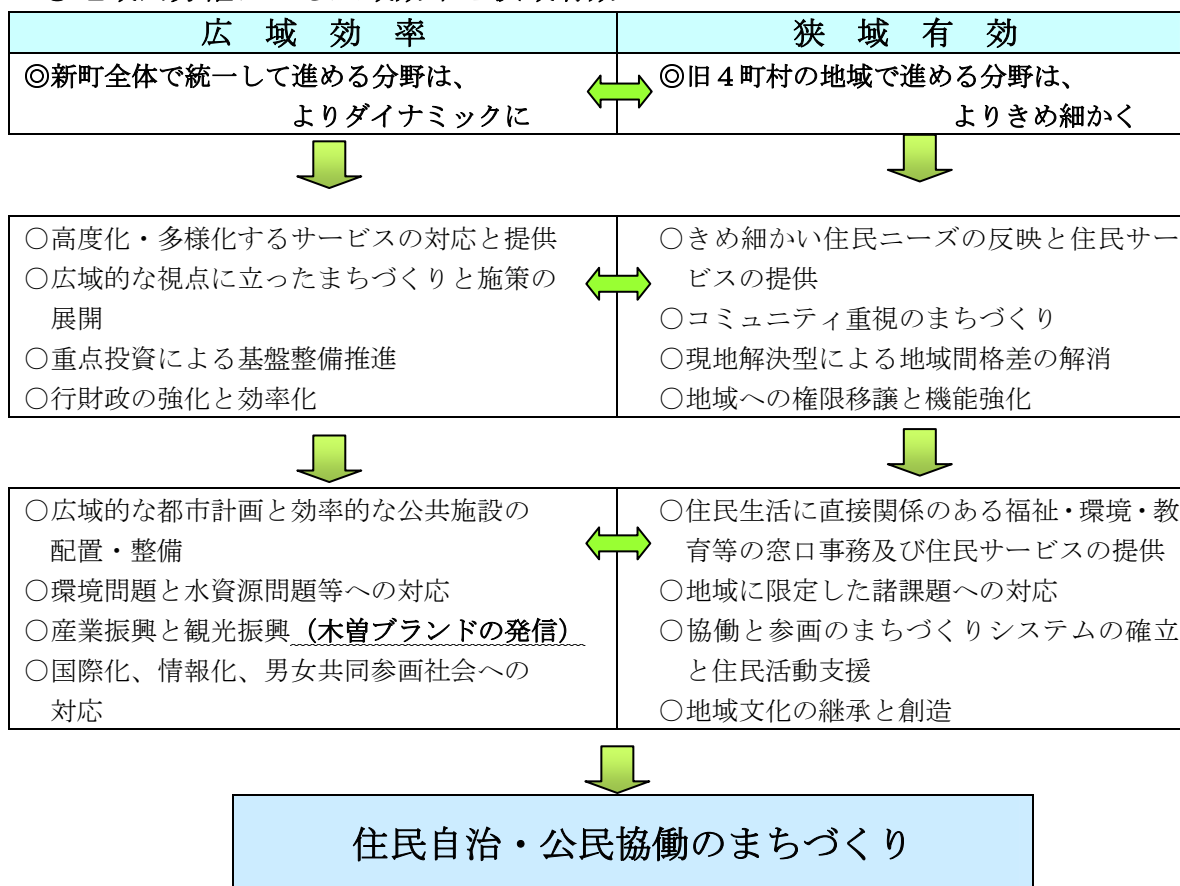
図1 自治組織の輪

くり（住民自治のまちづくり）が木曾町の大きな将来像となります。

そのため、新町では、補完性の原理に基づき生活圏に応じた自治組織（コミュニティ）の輪（図1）を確立するとともに、生活圏ごとの組織の充実を図り、一人ひとりの顔が見え、ぬくもりが感じられる、きめ細かな自治を目指します。

また、合併による規模拡大と同時に地域内分権を進め、木曾町全体として行うことが効率的なもの（**広域効率**）と、旧4町村単位で今までどおり行うことが有効的なもの（**狭域有効**）の棲み分けを行い、地域特性に応じた専門性の高い住民サービス対応のシステム構築を目指します。

◎地域内分権による広域効率と狭域有効



※補完性の原理

地域など小さな単位で可能なことは地域で解決し、そこで不可能なこと若しくは非効率なことは、市町村や県、国に任せるという考え方

※スケールメリット

経営規模の大きさによる費用効果の利点

(3) 木曾町における分権型合併の基本的事項

①合併前町村で築いてきた、住民と行政の協働による信頼関係の維持発展

○合併前の町村は、住民（町内会、自治会、TMO、NPO、ボランティア、各種団体等住民組織を含む）を対等・協力のパートナーとして、要望の実施、活動支援、委託、まちづくりへの参加等さまざまな信頼関係を築いてきました。新町では地域自治組織を中心としてそれぞれの地域における、公民協働の関係を維持発展していきます。

②合併前町村のコミュニティ・地域の自律的運営の保障システムの構築

○合併前町村単位にある、さまざまな生活形態を基盤に形成する自主性・自律性を持った組織、集団であるコミュニティ及び地域において実施する、個性あるまちづくりのための予算確保等、自律的運営の保障システムを、総合的な支所への権限委譲を図ることで構築します。

③歴史・風土・住民活動などの地域の特有性を尊重し、合併後も地域の実情に応じた、施策展開を行うための、現地解決型行政の実施

○合併前町村に残る伝統芸能・祭り・生活習慣・風習・地域行事・住民活動などの地域の特有性を互いに理解し合い、旧町村ごとの個性ある施策を展開するため、現地解決型の行政を実施します。また、住民に直結した行政サービスは、合併前町村ごとに設置された支所で処理できるようにします。

④合併後の新町における行財政の効率化や土地利用・産業振興等、広域的な観点で推進すべき施策については、一体性の確保により合併メリットを活かす。

○合併によるスケールメリットを活かし、行財政の効率化を進めます。また、広域的に整合性の取れた土地利用・産業振興等が合併により可能となります。

⑤合併により生まれた新町が、新たなコミュニティとして形成されることに伴い、新町としての施設と組織機能を段階的に再編し、整備充実していくものとする。

○合併当初の新町の施設や組織機能は、新町としての一体感が醸成するまでの過渡的なものと考え、新たなコミュニティ形成の状況を見る中で、段階的に再編し整備充実していきます。

第4章 木曾町の施策

1. 暮らしを支えるネットワークづくり	(1) 道路交通網 (2) 通信ネットワーク (3) 公共交通 (4) 地域間交流 (5) 国際交流
2. 未来に輝く心ゆたかな人づくり	(1) 総合的な学校教育の実践 (2) 生涯学習による地域づくり (3) 21世紀のスポーツスタイル (4) 文化遺産の保存・活用 (5) 男女共同参画社会の充実
3. 資源を活かした産業のまちづくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 工業の振興 (4) 商業の振興 (5) 観光の振興 (6) 雇用の確保
4. 安心して暮らせる 健康で明るい社会づくり	(1) 高齢者福祉 (2) 障害者福祉 (3) 児童福祉 (子育てしやすい環境づくり) (4) 保健・医療 (5) 消防・防災・防犯 (6) 交通安全
5. きれいな空気と水、 美しい景観のある環境づくり	(1) 水道・下水道 (2) 治山・治水・砂防 (3) 住宅・宅地 (4) 循環型社会の形成 (5) クリーンエネルギー対策 (6) 景観整備 (7) 環境保護対策
6. みんなで進めるまちづくり	(1) 行政 (2) 財政

1. 暮らしを支えるネットワークづくり

(1) 道路交通網

地域住民の利便性・安全性向上のために基幹的的道路である国道19号機能強化のための改良促進、地域内幹線道路、木曾川右岸道路あるいは歩道の整備を促進するとともに、国道361号、256号等の整備促進を働きかけ、広域観光の形成や、中央自動車道、中部縦貫自動車道などの高速交通網への接続強化を図ります。

○主要幹線道路の整備

- ・ 国道19号・361号、木曾川右岸道路等の整備促進を国、県へ働きかけ、木曾町とその外を結ぶ交通の流れを良くし、圏域を越えた経済交流を活発にします。
- ・ 地域内幹線道路の整備促進を国、県へ働きかけ、地域内の流通を、より活発にします。

○旧町村間連絡道路の整備

- ・ 4町村の間が、道路のネットワークで結ばれるよう、地域と地域を結ぶ道路の開設を含め、地域内連絡道路の整備促進を図ります。
- ・ 国道の渋滞を解消するため、生活道路の確保、整備を進めます。

○新しい視点に立った「道」の創造

- ・ 従来の公共事業の視点だけでなく、歩行者専用の道や石畳の道など、歩くための道を、子どもやお年寄りの視点にたって整備します。
- ・ 観光客が、歩いて町内を巡るような道など、新しいタイプの「道」を創り出していきます。

○伊那木曾連絡道路開通への備え

- ・ 権兵衛・姥神トンネルの完成による伊那木曾連絡道路の全線開通に備え、観光面等での調査を進め、受入態勢を整えます。
- ・ アクセス地点において、誘客サインを設置します。

○中部地方の十字路として

- ・ 伊那木曾連絡道路の開通により、国道19号、361号を軸とした中部地方の十字路として、縦軸の松本方面や名古屋方面だけでなく、横軸の伊那地方や飛騨地方との交流も積極的に進めます。

(2) 通信ネットワーク

テレビ放送地上波のデジタル化に併せてCATVネットワークを構築し、在宅福祉や医療への活用、イベントのお知らせ等身近な情報を提供します。また、公共施設間のネットワークを充実させ、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。通信ネットワークの整備を進めることで、新しい町になった一体感を醸成していきます。

○広大な面積を克服するCATVの活用

- ・ 木曾広域連合と連携し、行政機関だけでなく、各家庭も含めたCATV網の整備を推進することで、地上波テレビ放送デジタル化への対応を図ります。
- ・ 在宅福祉や医療分野、地域防災など幅広くシステムの拡張を行い、CATV網の活用による、各種行政サービスの充実を図ります。

○地域全体のネットワーク化推進

- ・ 各公共施設をネットワークで結ぶことにより、図書館の蔵書閲覧や公共施設の予約を、町内のどこからでもできるようにし、全町民がすべての公共施設を利用しやすいようにします。

○総合支所間のネットワークの充実による情報能力の向上

- ・ 新しい町の行政機構では、情報処理や情報発信の能力を充実し、全町民的な行政サービスの充実や、より効率的な行政事務の確立を目指します。

○情報過疎からの脱却と情報発信

- ・ インターネット網などの整備を進め、都市部との情報格差を克服し、木曾に住んでいても都市部と同じだけの情報が得られる環境を生み出すことにより、過疎化に歯止めをかけます。さらに都市部に対し、木曾からの情報発信を積極的に仕掛けていきます。

(3) 公共交通

高齢者対策、障害者対策、商店街活性化対策として福祉バス、振興バス、スクールバス等の運行拡大、路線バス乗車補助制度の拡充を図り、また、JR中央西線の機能強化を中央東線との連絡機能向上を含めて要請します。

○住民の足となるバス路線等の確保

- ・ 地域振興バスの運営や路線バスなどにより、4町村境を越えた病院など公共機関への「住民の足」を全町的に確保します。

○民間との協力による観光交通

- ・ 民間バス会社と協力し、都市部からの高速バスなどによる誘客や、木曾町周遊観光ルートの確立、スキーシーズンに合わせた対策など、行政・民間一体となった観光交通体制を整備します。
- ・ JRと協力し、より都市住民が木曾を訪れやすくなるよう中央西線の機能強化を図ります。

○広大な面積を克服する交通手段の確保

- ・ より広い地域を結ぶ交通手段であるヘリコプターなど、新しい交通分野について、国、県と連携を図り、その活用方法について研究を進めます。

(4) 地域間交流

木曾川上下流交流をはじめ伊那地方や都市部との圏域交流などの交流事業を積極的に推進します。お互いの友好関係を深めながら、住民相互が地域や世代を超えて交流を図り、地域の活性化につながるような各種施策を進めます。また、社会情勢や生活環境の変化により、未婚者が増加している状況を地域の課題として認識し、情報交換等の対策を検討します。

○「木曾」の宣伝

- ・ 下流域との上下流交流を積極的に進め、都市住民との交流を図ります。
- ・ 木曾川上下流域の交流を促進し、森林の保護、経済的交流を図ります。
- ・ 木曾地域固有の財産である自然環境などへの理解を深め、木曾をより多くの方に知ってもらえるよう、広報・宣伝活動を進めます。

○旧町村間の交流促進

- ・ 地域内の公共施設を、自由に利用し合える仕組みをつくります。
- ・ 地域内住民の交流を促し、お互いに協力してまちづくりを進める環境をつくります。
- ・ スポーツ交流等を通して、木曾町民の交流を深めます。
- ・ 様々な交流の場を広げ、出会いの場として、若者の交流の場を全町的に確保します。

○「木曾」の再認識

- ・ 御嶽山や駒ヶ岳など、木曾固有の財産への理解を深めるため、地域内の情報交換を積極的に進め、町民の相互理解を深めます。
- ・ 地域毎に開催されてきたイベントの一本化、連携などを進め、より大きな効果が期待できる取り組みに高めていきます。

○姉妹都市との交流促進

- ・ これまでの姉妹都市との関係を維持、発展させ、都市との交流を促進します。

(5) 国際交流

学校や地域における様々な機会を通じて国際化への理解を深めるとともに、友好都市や他都市との文化交流を一層深め、相互発展に努めます。21世紀の国際人として躍進する人材の育成に努めます。

○木曾に必要な世界の観光文化を学ぶ

- ・ 「木曾ブランド」を観光面において発揮できるよう、実のある国際的な研修を行います。

○国際化時代に対応

- ・ 海外からの観光客などに対応する窓口を充実します。
- ・ A L T の派遣を積極的に行い、国際交流を図ります。

【主要施策】

道路交通網	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道19号・361号の整備、改良 ・ 国道への取り付け道路、交差点の整備、改良 ・ 木曾川右岸道路の整備促進と国道との連絡道路、橋梁等整備 ・ 地域間を結ぶ生活道路の新設、整備 ・ 町道の整備、改良 ・ その他
通信ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオ難視聴地域の解消 ・ 地上波デジタル放送への対応 ・ 情報ネットワーク整備 ・ C A T Vネットワークの構築 ・ 防災無線施設の整備、統合 ・ その他
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興バス、廃止路線代替バス運行事業、町営バス運行や乗合タクシー等による、「住民の足」の確保 ・ バスターミナル及びバス待合所の設置 ・ 木曾病院直行便バスの運行 ・ 公共施設接続バスの運行 ・ その他
地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親善友好都市提携事業 ・ 下流域、都市部との交流事業 ・ その他
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ A L Tの活用 ・ その他

2. 未来に輝く心ゆたかな人づくり

(1) 総合的な学校教育の実践

学校教育と社会教育を連携し、家庭教育も含めて地域住民が積極的に融合支援する教育を目指すとともに、学校・地域・家庭が安全で心身の発育に合った栄養豊かな食育の環境を整えます。すべての子どもたちの公平を保ちつつ、それぞれの個性・能力を引き出せる総合的かつ地域に配慮した教育環境を整備します。

○ 地域における教育環境の整備

- ・ 中間教室の設置と放課後支援の充実を図ります。
- ・ 木曽養護学校をはじめとして、地域の教育機関と連携を図ります。
- ・ 障害のある子どもたちにも配慮した教育環境を整えます。

○ ボランティア活動や地域の行事などへの参加機会の増加

- ・ 福祉や思いやりの心を育てるため、ボランティア活動や地域の行事などへ積極的に参加していきます。
- ・ 合併に伴い、今まで以上に学校間交流を進め、児童生徒の研修学習機会を増やします。
- ・ 木曽の伝統に根ざした「思いやりの心」、「たくましい精神」を伝え、地域への郷土愛を育てていきます。

○ 豊かな自然の中で様々な体験のできる学習の推進

- ・ 自然を慈しみ、育てる人づくりを進めるため、豊かな自然の中での体験学習などを増やします。
- ・ 自分たちの住む地域のすばらしさを知り、地元の人々とのふれあいを通じた総合学習を積極的に推進します。
- ・ 特色のある木曽教育を地域と学校が中心となって創り上げ、個性ある教育を目指します。

(2) 生涯学習による地域づくり

林業大学校や技術専門校など地域の特性を活かした教育機関を生涯学習に活用するとともに、信州大学等とも連携を図りながら、既存の文化活動やセミナーなどを支援します。また、木曽の自然、文化、歴史など開かれた地域の情報を整理してシステム化するとともに、公民館活動などを通じて自治意識の高い、開かれた学習システムづくりを進めます。また、子育て支援事業を充実させ、子どもたちが楽しく、たくましく育つ様に自然などを体験できる活動を促進します。

○ 住民主体の地域づくりを推進するための生涯学習の充実

- ・ 明るくあいさつの声が聞こえてくるような元気のある自治意識の高い公民館活動、生涯学習のまちづくりを推進します。
- ・ サークル活動を今以上に活発にすることで地域の教育機能を高めて

いきます。

- 生涯学習に寄与する公営施設の整備促進
 - ・ 住民の教養向上のための施設整備促進に努めます。

- 総合的機能を持つ図書館、美術館、児童館等の施設整備促進
 - ・ 生涯学習や子どもたちの拠点となる、図書館や美術館、児童館などの機能を持った、総合的機能のある施設を整備します。
 - ・ 移動図書館や図書システムの整備等により、木曾町全体で利用できる仕組みをつくります。

- 地域の伝統、文化などを基にした「木曾学」を育みます。
 - ・ 地域の自然環境や歴史、文化に基づいた、伝統や民俗、生活の知恵などを学問に高め、「木曾学」として広め、育みます。
 - ・ 専門的な学習ができる場を生み出し、より高度な知識と学問を身につけられる環境をつくります。

(3) 21世紀のスポーツスタイル

全住民が参加できる総合型の健康・スポーツ・体力づくりを目指して、自主組織の育成と指導者の充実を教育部門と保健福祉部門が連携して確立します。将来は、治癒力を備えることができる総合的なスポーツシステムを導入し、施設の充実を検討しながら整備します。また、よりハイレベルな技術向上のため、全町的なスポーツチームの編成等を検討します。

- 年齢、体力等に応じた各種スポーツへの参加意識の高揚
 - ・ 年齢や体力に応じ参加できる各種スポーツを住民に広め、参加意識を高めていきます。
 - ・ 高齢者の身体機能の維持・向上を図ります。

- 住民参加のできる組織づくりの推進
 - ・ 体育協会の育成と助成を行います。
 - ・ スポーツインストラクターの養成を図ります。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの設立を目指します。

- 健康、体力保持・増進のための各種施設の充実
 - ・ 健康、体力保持・増進を図るための各種施設を充実していきます。

(4) 文化遺産の保存・活用

木曾馬などの新たな指定について文化財指定調査を進めるとともに、文化財・埋蔵文化財

の保存を考慮しながら一般住民向けに展示会等を開催し、文化財保護思想の普及を図ります。地域社会が中心となり、大人と子どもの共生感の強い小正月や祭礼、古来の風習、民話、民謡など地域文化の伝承保存を進めることで、木曾の文化の発展を図ります。

○ 有形文化財、記念物の保存・活用

- ・ 埋蔵文化財の保存に努めます。
- ・ 遺跡、史跡、歴史の道（古道・中山道）、峠などの保存に努めます。
- ・ 建造物、古文書、絵画などの保存に努めます。

○ 無形民俗文化財の伝承・保存

- ・ 木曾節をはじめとする、民謡、民話、伝統芸能・行事、踊りなどの伝承と発展に努めます。
- ・ 方言などの伝承・保存に努めます。
- ・ 伝統技能などの伝承・保存に努めます。
- ・ 食文化や生活文化の伝承と発展に努めます。

○ その他の遺産の保存・活用

- ・ 地域特有の動植物、魚類の保護に努めます。
- ・ 木曾五木の保護を進めます。
- ・ 木曾町の町誌編纂を行います。
- ・ 森林鉄道等、木曾の歴史・文化を代表する遺産を後世に伝えます。

(5) 男女共同参画社会の充実

女性の社会進出が進むとともに、男女共同参画社会の実現が望まれています。男女の特性を認め合いながら、各方面での女性の活動の拡大をさらに推進するとともに、女性が社会に進出しやすい支援策、環境づくりに努めます。

○ 男女共同参画に対する意識改革の推進

- ・ 男女共同参画の真の意味を理解するための教育、学習の推進に努めます。
- ・ 男女共同参画に対する、啓発活動と情報提供の充実を図ります。

○ 男女共同参画の地域社会づくり

- ・ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進に努めます。
- ・ 男女の特性、個性と人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

【主要施策】

総合的な学校教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設改修工事 ・ 学校施設の耐震診断及び補強工事 ・ 義務教育施設の整備 ・ その他
生涯学習による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館整備 ・ 公民館施設改修工事 ・ 社会教育施設の整備 ・ 公民館の運営事業 ・ その他
21世紀のスポーツスタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動クラブハウス整備 ・ 地域体育施設整備 ・ 総合運動公園整備 ・ 総合型地域スポーツクラブ運営事業 ・ 各スポーツ大会への支援 ・ その他
文化遺産の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産の修繕 ・ 文化財施設整備 ・ 伝統芸能保存育成事業 ・ その他
男女共同参画社会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発事業 ・ 支援事業 ・ その他

3. 資源を活かした産業のまちづくり

(1) 農業の振興

農業就業者の高齢化に対応し、機械化・省力化を図り、生産性を向上させるための基盤整備や鳥獣害対策、病害虫対策を進めるとともに、農村女性の感性を活かした特産品などを開発し、ネット販売等新たな販路を確立して「木曾ブランド」をPRします。

また、農作業、郷土料理、伝統文化を体験できるグリーンツーリズム^{*1}を積極的に推進し、都市部との交流を促進します。

○ 農業の連携強化

- ・ 合併に伴い、農業者間の協力をより密にし、地域農業、集落営農制度の推進を図ります。

○ 農業従事者の育成

- ・ 農業従事者の技術向上と新たな担い手の確保を図ります。
- ・ 農村生活基盤の整備を進め、定住促進を図ります。

○ 木曾ブランドの確立

- ・ 新町の特産になりうる候補を各地域から出し合い、木曾地域の風土に合い、安定供給できるものを選択、「木曾ブランド」として認定する制度を確立します。
- ・ 御嶽はくさい、木曾和牛など「木曾ブランド」品の生産振興対策を図ります。

○ 特産品の育成と開発

- ・ 花卉も含め、木曾の風土にあった新品目・新品種の導入による特産品づくりを進めます。
- ・ 虫食いなど規格外品を2次加工し、販売できるようにします。
- ・ 無農薬栽培、特産品育成など、行政と生産者が連携した地域一体の取り組みを推進します。
- ・ 観光にもつながる、特産品などの郷土料理の開発を進めます。

○ 農産物加工による地域振興

- ・ 観光と連携し、加工した農産物を販売します。
- ・ 農業のやりがいの確認、高齢者の生きがいなど、農産物を加工、販売することによる地域の活性化を推進します。

*1

グリーンツーリズム・・・都会の住民が農家などに宿泊し、田舎、農業体験などを通じ、農山村の住民と交流をする取り組み。

(2) 林業の振興

森林の持つ多面的、公益的機能を強化するためには、荒廃林地の増加を抑制し、林業経営を魅力あるものにすることが必要です。各地域の実情に即した森林整備や鳥獣害対策、病虫害対策を進め、民有林の山づくりを支援するとともに、国有林等に関しては、関係機関と密接な連携を保ち、森林資源・水資源の確保を図ります。また、木曾の先人たちの長い年月にわたる山への強い思いを継承し、近代から現在にわたる国有林に対する運動をこれからも推進していきます。

○ 地域全体の森林整備計画の立案

- ・ 国との連携を密にし、森林資源面積の約3割の国有林も含めた、森林整備計画の立案を図ります。
- ・ 国有林の現状認識を国の関係機関や都市住民と共有することで、国有林が荒廃しない対策をより広範に実施します。さらに、積極的に国有林が活用できるよう、働きかけを進めます。
- ・ 個人や地区単位でない、地域全体を見据えた森林整備計画を策定し、実施します。

○ 上下流域交流を基にした林業の推進

- ・ 森林の公益的機能を維持していくための財源として、下流域の水資源消費量や二酸化炭素の発生量、発電量等に応じて課税する森林環境水源税の創設を全国の自治体と連帯し、強力に国に働きかけます。
- ・ 水源地の涵養は木曾の使命とし、木曾川下流域の都市住民と共同の山づくり整備を図ります。

○ 山を造る林業の推進

- ・ 山を造る林業を推進します。
- ・ 間伐材の活用方法を研究し、間伐が継続的に進められるようにします。
- ・ 木曾の財産である「木曾ひのき」の保護・育成を図ります。

○ 林業従事者の育成

- ・ 林業従事者の技術向上と新たな担い手の確保を図ります。

(3) 工業の振興

学卒者の流出防止をはじめ、若者や主婦、U・Iターン者等の職場確保のため、計画的な企業誘致活動を行うとともに、地域の特性を活かした木材利用の促進を図り、木材産業ならびに関連産業の振興を図ります。また、林業大学校や技術専門校と連携を図りながら修了生の就労対策ならびに定着促進に対する支援を継続的に実施します。

○ 地場産業の振興

- ・ 地域に根ざした、地場産業の育成を推進します。
- ・ 森林資源を有効に活用するため、木質バイオマスの利用を推進します。

- ・ 健康・福祉、環境及び教育分野や地域資源を活用した新事業で、地域の活性化、雇用の創出が期待できる事業を支援します。

○ 定住促進を図る企業誘致の推進

- ・ 従来からの生産業だけでなく、知識集団、研究組織など木曾地域に即した企業誘致活動を行います。
- ・ 企業誘致に必要な、住宅等周辺整備も進めます。

(4) 商業の振興

交通網の整備による経済流通の変化に対応するため、行政と商工会、商店街が一体となり、店舗の近代化や街路及び街路灯の整備を進めるとともに、空き店舗・空き家の有効活用、街並み景観等も含めた総合的な整備を促進します。

○ 消費者ニーズへの対応

- ・ 地元客と観光客のニーズを把握し、その対応法を研究します。
- ・ 消費者の高齢化対策を商店、商工会、行政が連携して実施します。
- ・ リピーター確保のための誘客・接客方法など、商店主の意識改革ができるよう支援します。

○ 商店街、中心市街地の活性化

- ・ 空き店舗、空家の有効活用について研究します。
- ・ 従来の中心市街地の活性化を図りつつ、新たな商業集積による商店街、中心市街地の活性化を官民が協働で推進します。

(5) 観光の振興

木曾の豊かな自然を活用し、四季を通じた通年型・滞在型観光を推進するとともに、自然環境や農林業と連携したグリーンツーリズム、^{*2}エコツーリズムなどの新たな観光開発のメニューづくりを促進します。また、既存の施設の整備や、誘客対策を積極的に推進します。

○ 四季を通じた通年型観光地への転換

- ・ 観光客のニーズに応じた、四季を通じた観光情報の発信を行います。
- ・ 接客・誘客方法や情報の発信など、事業者向けの研修会を実施します。
- ・ 木曾の四季を活かした、民間主導による観光振興を図ります。
- ・ 木曾町としての観光イベントの開催を図ります。

○ 観光コースの周遊化、ルート化

- ・ 地域ごとに観光周遊コース（ウォーキングコース、ドライブコース、ファミリーコース等）を設定します。

*2

エコツーリズム・・・環境保護や環境への関心を高める取り組みを主目的とした、都会と農山村の交流。

- ・ 温泉周遊コースなど観光地のルート化や、スキーヤーが利用しやすい、より連携のとれたスキー場のサービスを進めます。

○ 既存施設を活用した誘客活動の推進

- ・ スポーツ施設等、既存の公共施設を利用して、スポーツ合宿、学術研究合宿の誘客を図ります。
- ・ ゴルフ場をはじめ管内にある民間施設とも連携を図ります。
- ・ スキー場の連携を図り、効率的、効果的な誘客、宣伝活動を推進します。

○ 都市部への積極的な誘客活動の推進

- ・ 木曽というブランドを最大限活かした誘客宣伝活動を展開します。
- ・ 木曽義仲、中山道の宿場町など、地域の資源を活用し、都市部の住民の誘客を図ります。
- ・ 木曽義仲公と巴御前の大河ドラマ化実現を積極的に働きかけていきます。

○ 再び訪れたいくなる観光地の形成

- ・ 観光客が再び訪れたいくなるような観光地を目指し、接客対応の研修の場を作ります。
- ・ 一流の「おもてなし」を実践できるサービス力のアップを図るため、先進地域への体験研修等を進めます。
- ・ リピーターとなり、何度でも訪れて下さるような木曽のファンを増やすための取り組みを積極的に推進します。

(6) 雇用の確保

それぞれの産業を活かしながら雇用の確保を目指します。

○ 起業しやすい環境の整備

- ・ 起業の促進を図り、起業家の発掘・支援を進めます。
- ・ 遊休土地・施設を掘り起こし、賃貸借物件として活用できるよう行政としての支援体制を確立します。
- ・ 地域の自然エネルギーを活用した、風力発電やミニ水力発電、木質バイオマスなどを推進し、雇用の確保を図ります。

○ 地域の良さを活かせる企業誘致

- ・ 木曽地域の地理的、自然的諸条件を受け入れ、それを活用できる企業を探します。
- ・ ネットワークを最大限活用し、情報を発信・収集していきます。

○ 働きやすい環境の整備

- ・ 保育サービスの拡充や経済的支援の充実などを通じて、働きやすい環境を整える子育て支援を推進します。

【主要施策】

農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山村振興対策事業 ・ 中山間総合整備事業 ・ 農産物加工施設整備 ・ 滞在型農園整備 ・ 新規就農研修事業 ・ 農業生産基盤整備事業 ・ 担い手育成事業 ・ その他
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造公共施設整備 ・ 林道開設・改良・舗装事業 ・ 作業道開設事業 ・ 公有林整備事業 ・ 民有林整備事業 ・ その他
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信施設整備事業 ・ 木工共同作業所 ・ 工業振興補助 ・ 木質バイオマス支援事業 ・ その他
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地商業等活性化事業 ・ 商店街環境整備事業 ・ 商業振興補助 ・ その他
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街並み環境整備事業 ・ 木曾駒高原整備事業 ・ そば生産体制整備事業 ・ 宿泊施設改修事業 ・ 観光施設整備事業 ・ その他
雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電施設開発事業 ・ 企業誘致 ・ その他

4. 安心して暮らせる健康で明るい社会づくり

(1) 高齢者福祉

高齢者の積極的な社会参加を促進するため、自主的グループの支援、介護予防のための生きがいづくり、運動指導、訪問指導等予防対策を強化するとともに、在宅サービス等の自立支援対策を推進します。

- 高齢者の地域社会への積極的参加の推進
 - ・ 知識、技能、経験を活かし、生きがいのある生涯就労を進めます。
 - ・ 生涯就労を前提とした、人生設計を推進します。
 - ・ 高齢者同士が共同で取り組める様々な環境を整えます。
- 介護予防・地域支え合い事業の推進
 - ・ ねたきりや認知症にならないための生活習慣の見直しなど総合的な予防活動を推進します。
 - ・ 介護保険制度の健全運営と、介護者の精神的負担軽減を図ります。
- 高齢者福祉のための施策の充実
 - ・ 福祉乗車証交付事業の推進を図ります。
 - ・ 緊急通報装置給付事業の推進を図ります。
 - ・ 広域的施設である木曾寮の改善を関係機関と連携して進めます。

(2) 障害者福祉

障害者が自活するための生活支援や就業支援を推進し、社会参加がしやすい環境づくりに努めます。また、「障害」についての広報・啓発活動を推進して、障害者が家庭や地域社会で生活がしやすいような環境づくりを目指します。

- 障害者が住みやすいまちづくりの推進
 - ・ 公共施設などの^{*3}バリアフリー化を推進します。
 - ・ 障害者が住みやすくなる、生活環境、交通対策の充実を図ります。
 - ・ グループホームと共同作業所等の整備を進めます。
 - ・ 福祉乗車証交付事業の推進を図ります。
- 障害者の自立支援制度の充実
 - ・ 社会活動促進事業と雇用の確保を図ります。
 - ・ 精神障害者の社会復帰施設等の整備、運営を図ります。
- 支援費制度の健全運営の充実
 - ・ 介護水準維持に努めます。

*3

バリアフリー・・・お年寄りや心身障害者も一般の方と同じように利用できる配慮をしていること。

- ・ 支援費制度の健全運営に努めます。
- ・ 障害者の相談強化と障害者に対する地域住民への啓発を図ります。

(3) 児童福祉（子育てしやすい環境づくり）

未満児保育、障害児保育、延長保育の充実を図り、子育てサロン、一時保育などの機能をもつ地域子育て支援センターの整備を図ります。また、小学生の居場所づくりとして学童保育のできる児童館の整備を図ります。学校PTA、保育園・幼稚園保護者、教育・保健・福祉行政が一体となった総合的幼児教育、育成活動を強化します。

- 保育サービスの拡充
 - ・ 延長保育、未満児保育、一時保育の充実を図ります。
- 子育てを地域で支援する対策の充実
 - ・ 小学生の学童保育の充実を図ります。
 - ・ 子育て支援のための支え合い制度を導入します。
 - ・ 地域での安全対策としての「声かけ運動」を実施します。
- 親たちの子育て体制づくり
 - ・ 子どもを育てる親としての学習会などを実施します。
 - ・ 子どもの悩み相談などができる体制づくりを進めます。

(4) 保健・医療

食生活の偏りや運動不足等による生活習慣病の予防のため、各種検診や健康相談、健康教室、個人指導を重視し、理学療法士等の専門職の採用を検討するとともに、子育て環境づくりや寝たきり防止のため、保健衛生・福祉・教育行政が一体となった健康づくりを目指します。個人医院・診療所・県立木曽病院が連携した広域医療体制を強化し、また、移送サービスを含めた通院手段の充実を図ります。

- 地域医療の充実に向けた取り組み強化
 - ・ 地域診療所の存続と、木曽病院を含めた広域医療体制の充実強化に努めます。
 - ・ 医師を安定的に確保できるようにします。
 - ・ 地域医療の充実により、在宅医療機能の強化を図ります。
- 健康に生活するための予防活動と、健康な人づくり、地域づくりの推進
 - ・ 各総合支所に専門的な職員を配置し、各種検診・予防活動を実施することで、健康に生活できるよう指導します。
- 地域住民の身近な場所での保健事業の充実・強化
 - ・ 健康づくりのため、生活習慣病予防対策として、各種教室の開催や相談・訪問などによる個別指導を実施します。

(5) 消防・防災・防犯

予防消防のための広報・啓発活動の強化、火災、災害に強いまちづくりを進めます。火災などの被害の軽減及び拡大防止を図るため、初期消火、延焼防止活動及び救助救急活動などに関し、広域消防をはじめとした関係機関と連携して、消防団組織の再編成等組織強化を図りつつ、迅速かつ効果的な活動が実施出来る体制整備を目指します。また、東海地震等の大規模災害に対して、全町的に対応できる防災体制の強化に努めます。警察、消防団等関係機関と協力して防犯意識の高揚を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

- 消防団組織存続のための団員確保
 - ・ 女性消防団員の入団促進を図ります。
 - ・ 木曾町消防団としての一体性を高めるための対策を図ります。
- 地域自主防災組織の充実による、住民主導による防災体制の確立
 - ・ 消防団員OBなどにより自衛消防組織を強化、充実し、防災体制を確立します。
- 災害から地域住民を守る施設整備及び防災体制の強化
 - ・ 地域防災計画を策定し、避難所等の標識の設置などを進めます。
 - ・ ヘリポートなどの整備と防災訓練などの実施による災害に強いまちづくりに努めます。
 - ・ 地震や土砂災害等の大規模災害に対応できる体制づくりを進めるため、予防・応急・復旧対策を充実していきます。
- 安心して暮らせる、住みよいまちづくり
 - ・ 家屋、車両などに対する施錠調査などの防犯パトロールを実施し、地域住民の防犯意識の高揚を図ります。
 - ・ 地域での声かけ運動を実施し、児童、生徒などを含め、地域の安全の強化に努めます。
 - ・ 空き家などの防犯対策強化に努めます。
 - ・ 悪質な訪問販売を防ぐため、広域的な広報対策を強化します。

(6) 交通安全

「木曾路は50キロで走ろう運動」を推進し、交通安全協会等関係機関と連携して、国道19号、361号をはじめとした幹線道路を安心して通行できる環境づくりと速度規制を遵守する意識の高揚に努め、走行速度を抑制し、事故防止に努めます。また、カーブミラーなど安全施設を計画的に整備して、誰もが安心して歩けるまちづくりを進めます。

- 各種社会実験、道路整備等による地域住民の安全確保
 - ・ 国道19号を通行する大型車両を減少させるため中央道恵那山トンネル特別通行料の夜間無料化あるいは半額化、危険物車両の通行可能化を要望していきます。
 - ・ 木曾川右岸道路の早期計画化、国道19号迂回路線の確保に努めます。

- 交通ルールの厳守と正しい交通マナーの実践による交通事故防止の徹底
 - ・ シートベルト、チャイルドシートの着用を徹底します。
 - ・ 国道19号沿線の美化運動の実施と対策を強化します。
 - ・ 家庭、職場、学校、保育園、高齢者などに対する交通安全教室を推進します。

- 冬期間の交通の確保と交通安全対策
 - ・ 除雪、融雪対策による、冬期間の交通確保に努めます。
 - ・ 国道19号など冬期間利用車両への安全対策の徹底に努めます。

- 「木曾路は50キロで走ろう」運動の推進
 - ・ パトカーなどによる50キロ誘導作戦及び交通指導所での指導強化に努めます。

【主要施策】

高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模ケア施設整備事業 ・ 介護予防・地域支え合い事業 ・ 福祉乗車証交付事業 ・ 介護保険低所得者利用者支援 ・ その他
障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉センター運営事業 ・ 障害者等共同作業所整備事業 ・ 福祉乗車証交付事業 ・ 公共施設バリアフリー推進事業 ・ その他
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設整備事業 ・ 児童福祉医療支援 ・ 新生児・入学祝金支給 ・ その他
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設整備事業 ・ 各種検診事業 ・ 健康相談等予防活動事業 ・ 在宅医療強化 ・ その他

<p>消防・防災・防犯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防施設整備 ・ 消防団運営事業 ・ 防災無線整備事業 ・ 防災計画の策定 ・ 避難所標識設置 ・ 防犯対策事業 ・ その他
<p>交通安全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路灯設置事業 ・ 交通安全施設整備 ・ 交通安全対策事業 ・ 除雪・融雪対策 ・ その他

5. きれいな空気と水、美しい景観のある環境づくり

(1) 水道・下水道

水道水安定供給のための水源確保と、計画的な施設改修を推進して、衛生的・文化的生活の向上を図ります。公共下水道、農業集落排水、浄化槽整備事業等の積極的推進及び事業の早期完成を目指し、清潔で快適な生活環境の実現とあわせ豊かな自然を守っていきます。

○ 水道の整備

- ・ 下水道などの普及に伴う水需要の増大に対応できるよう、水道などの施設の更新を進めます。
- ・ 木曾町全体に敷設されている老朽管を計画的に更新します。
- ・ 上水道事業・簡易水道事業・拡張事業・延長事業の推進をします。

○ 下水道の整備

- ・ 下水道整備計画に基づき、公共下水道・農業集落排水等の整備を推進します。
- ・ 山間地域等における浄化槽整備事業を積極的に推進します。
- ・ 処理場等を統合・拡張する事業を推進します。

(2) 治山・治水・砂防

自然保護、水資源保護のため、計画的な治山・治水事業の早期実施を国・県に要望していきます。国有林とも連携を図り、環境浄化をはじめ景観形成や水資源確保など多様な役割を担っている森林を育て、国土保全を進めるとともに、触れ合いの場としての河川公園・親水護岸など河川整備を計画的に進めていきます。

○ 国有林の保全対策強化

- ・ 国土保全、水資源保護あるいは地球温暖化防止、二酸化炭素抑制の観点から国有林と連携した治山事業を働きかけていきます。
- ・ 森林面積の大半を占める国有林で荒廃が進んでいます。国有林は木曾の財産でもあり、山の蘇生、保水力の回復は木曾の使命です。国への強力な働きかけを進めます。

○ 木曾地域の特性に基づいた治山、治水の推進

- ・ 国道の安全確保のために、国（国土交通省・林野庁）と連携した治山事業を推進します。
- ・ カラマツ材を護岸工事、護岸整備に活用します。
- ・ 全国の山づくりのモデルとなる「木曾モデル」を確立し、その普及を図ります。
- ・ 住民に対し、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などを進めます。

(3) 住宅・宅地

若者やU・Iターン者の定住促進のため、公営住宅の建設や空き家の紹介斡旋を推進します。住宅用地不足解消のため、計画的な宅地造成や急傾斜地対策事業を進めるとともに、周囲の自然に配慮した、誰もが楽しめるミニパーク、親水公園などの憩いの場、レクリエーションの場の充実を図ります。

○ 新しい計画によるまちづくりの推進

- ・ 木曽町のゾーニングを検討し、宅地造成（商店街整備、再開発も含め）の中心となる拠点を決め、重点的に整備します。
- ・ 新庁舎を拠点とした新市街地を開発します。

○ 公共・公営住宅の整備

- ・ 建物の状況に応じ、公共・公営住宅の改良、補修を進めるとともに、需要を踏まえ新たな建設も図ります。

○ 空家の活用

- ・ 空家情報を収集し、紹介・斡旋を推進します。

(4) 循環型社会の形成

分別収集やリサイクルをさらに進め、ゴミの減量化を図ります。産業廃棄物・一般廃棄物等の不法投棄についてもパトロールの実施や情報の収集に努めます。

強い毒性を持つダイオキシン類の問題等により、ゴミの量は年々増加傾向にあるため、処理施設の集約化（広域化）を検討し、計画的な施設整備を推進します。

○ ゴミを出さない仕組みの確立

- ・ 「ゴミゼロデイ」など全町行事を実施し、ゴミの減量化、環境美化などのモラル向上を図ります。
- ・ 家庭用生ゴミ処理機の普及促進を図ります。
- ・ 自分達が出したゴミは、自分達で処分するという基本方針を確認し、徹底します。

○ 環境にやさしいまちづくりの推進

- ・ 国際規格環境認証（ISO14001）を取得し、機構改革や職員の意識改革に努めます。
- ・ 駐車場、観光地などゴミが大量に排出される場所でのゴミ回収を徹底し、利用者、訪問者のモラル向上を図ります。
- ・ ゴミゼロ宣言、クリーン宣言など町としてきれいなまちづくりをするという方針をはっきりと前面に出していきます。

(5) クリーンエネルギー対策

環境問題は、21世紀の大きな課題です。単に省資源を進めるだけでなく、積極的にクリーンな、環境にやさしいエネルギーを利用する方法を研究し、採用します。自然豊かな

木曾町を守るためにも、積極的にクリーンエネルギーを活用します。

○ クリーンエネルギーの積極的利用

- ・ ^{*4} バイオマス、水力、太陽熱、風力など、木曾に合った次世代エネルギー利用の可能性について調査研究し、地域産業化への足がかりとします。
- ・ 低公害車の採用、再生紙活用拡大など省資源対策を積極的に推進するとともに、公共施設におけるクリーンエネルギーの導入を検討します。

(6) 景観整備

木曾らしさのある街並みを後世に伝えるためにも、観光地だけでなく、その街並みも配慮したまちづくりを進め、景観を整備します。電柱の埋設や移設を検討するとともに、景観条例の制定など、住民の参画による景観の整備を進めます。

○ 景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 観光地、街並みにおける電柱埋設を検討します。
- ・ 公共事業においても景観に配慮した設計・工法を導入します。
- ・ 「日本のふるさと」として魅力ある街並みを演出するため、建築物の外観や色彩の統一等を研究します。
- ・ 公共サイン計画を策定し、景観を保ったサインの設置、制限を実施します。
- ・ 地域の歴史、文化や自然環境といった、地域が持つ個性豊かな景観を保全するために、住民協定等の地域住民が主体となった景観形成を推進します。

(7) 環境保護対策

木曾川上流域として下流域の協力を得ながら水源を守る取り組みを、国有林を管轄する国と連携をとりながら積極的に推し進めるとともに、自然環境を現況調査し、ダイオキシン類や二酸化炭素等の有害物質の削減をより一層推進します。

○ 自然環境や人体への影響調査

- ・ 道路建設等が及ぼす自然環境への影響調査を国、県と連携し進めます。
- ・ 国道19号を走る大型トラックの排気ガスによる自然環境や人体への影響調査を実施します。

○ 公共施設等における污水处理施設の整備

- ・ 山小屋（御嶽山・駒ヶ岳など）、観光地における污水处理施設の整備を徹底し、山の自然保護と川の清流化を進めます。

^{*4} バイオマス・・・草木など生物を、資源もしくはエネルギー源として活用すること。間伐材等を利用した、ペレットストーブ、チップボイラー等がある。

【主要施策】

水道・下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の整備 ・ 公共下水道事業 ・ 特定環境保全公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業 ・ 浄化槽設置整備事業 ・ 浄化槽市町村整備推進事業 ・ その他
治山・治水・砂防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防事業 ・ 森林保全事業 ・ その他
住宅・宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住促進住宅建設 ・ 公営住宅整備事業 ・ 教員住宅建替事業 ・ 宅地造成事業 ・ 住宅・宅地対策事業 ・ その他
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄監視事業 ・ 生ごみ処理機購入補助事業 ・ 分別収集・リサイクルの推進 ・ その他
クリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー調査研究事業・省資源対策事業 ・ その他
景観整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街並み保全事業 ・ 公共サイン設置事業 ・ その他
環境保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境調査事業 ・ 山小屋し尿対策事業 ・ その他

6. みんなで進めるまちづくり

(1) 行政

4町村単位に設置する「総合支所方式」の行政機構により情報の公開に努め、全住民の参画による「地域自治組織」を中心とした住民と行政の協働^{*5}によるまちづくりを進めます。コミュニケーションの輪を広げて自治意識の高揚に努め、住民の発案による住民主体のまちづくりを確立します。住民サービスや住民との情報ネットワークの拠点、あるいは災害時における対策本部としての機能を備えた庁舎施設の整備を図ります。また、行政改革大綱や定員適正化計画を策定し、行政事務の効率化を図ります。

○分権型合併の推進

- ・ 4町村それぞれの良さや特色が活かされるよう、分権型合併の二つの柱である「総合支所方式」と「住民自治の拡充」を進めます。
- ・ 4町村それぞれの良さや特色をお互いに活かし合い、その相乗効果により、「木曾ブランド」をよりダイナミックに展開します。
- ・ それぞれの地域での分権が進めやすくなるよう、本庁、支所やコミュニティセンターなどを計画的に整備します。

○総合支所方式による行政サービスの維持と効率化

- ・ 総合支所方式を確立することで、合併による住民サービスの低下を極力防ぎ、住民に直結する行政機能をできる限り維持していきます。また、各支所が地域の拠点となり、住民との協働を実現していく役割を強く担っていきます。
- ・ 総合支所方式を採用する一方で、町村合併の大きな目的である「効率化」「経費削減」を図るため、本庁・支所それぞれの役割を考え、組織のスリム化を図ります。
- ・ コンピュータシステムの統合を進め、業務の効率化、住民の利便性を図ります。

○地域自治組織による住民自治の拡充

- ・ 住民と行政の「協働」が実現できる地域社会を目指し、地域住民が主体的にまちづくりに取り組める場として、地域自治組織を4町村単位に設置します。また、より小さな単位の住民自治組織のあり方についても研究を進めます。
- ・ 地域自治組織が中心となり、住民の声、地域をしっかりと汲み上げていきます。
- ・ 地域自治組織が将来的に大きな役割を果たし、地域全体で自治意識の高揚が図られるよう、自治会や公民館、NPO^{*6}、民間組織などを含め、

*5 協働・・・2つ以上の組織、団体などが、協力して活動することを表した造語。

*6 NPO・・・Non Profit Organization の略。営利を目的としない民間団体。行政などとは独立し、市民、民間の協力で社会的な活動を行う。

全住民による「自治のあり方」についての研究を深め、実践的な取組を積極的に進めます。

○住民協働の実現

- ・ 地域住民の行政参加と主体的なまちづくりを進めていくため、住民協働や情報公開を基本とする「まちづくり条例（仮称）」を制定します。
- ・ 世代を超え、すべての住民が地域社会に自然と溶け込める雰囲気づくりを地域社会全体で進めていきます。
- ・ 高齢社会に向け、自治意識の高揚の中で、昔ながらの助け合いの精神を呼び戻していきます。

○専門性の高い行政組織の確立

- ・ 木曾町が全体として取り組むべき重点的プロジェクトや一体性を確保する広域的プロジェクトについて、効率的な事業の実施を可能とする本庁組織を中心とした専門性の高い行政組織体制を確立します。

(2) 財政

財源の重点配分など行財政の合理化と効率化を推進するとともに、自主納税意識の高揚を図り、公正・公平な課税・徴収による税収の確保や、受益者負担の原則に基づいた負担金・分担金・使用料等の見直しによる自主財源の確保に努めます。一般行政経費の節減・合理化、重点事業の厳選、中長期的展望に立った財政計画の樹立や基金の積立てを実施し、健全財政を基調とした節度ある財政運営を目指します。

○将来世代の負担軽減

- ・ 行政評価システムの導入等により事務事業の費用対効果をより厳しく評価し、真に必要な事業の選別を行い、起債事業を極力抑制しながら、将来への財政負担を軽くします。

○財政事情の情報公開の徹底

- ・ 木曾町の厳しい財政事情を行政組織の中だけでなく、広く住民と共有することで、限られた財源を真に必要な事業に充てることのできる仕組みを構築します。

○受益と負担の見直し

- ・ 受益と負担の関係をより明確に示すことで、これからの行政サービスのあり方と住民負担のあり方を地域全体で再検討します。
- ・ 国土調査事業を早期に進め、税の公平性を維持します。

【主要施策】

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎建設・改修 ・ 支所の維持、管理事業 ・ 地域自治組織による住民の主体的な参加による地域づくりの推進 ・ 地域コミュニティ施設整備事業 ・ その他
----	--

第5章 木曾町における長野県の取り組み

1. 長野県の役割

新町は、「木曾ひのき」に代表される森林資源や中京圏の水源地である「木曾川」が流れる豊かな自然環境に恵まれ、「御嶽山」をはじめとする山岳信仰や交通の要所「中山道」の宿場町として古くから人々が往来している地域であり、このような特色ある資源を産業や観光に生かしつつ、「木曾ブランド」の発信により更なる発展が期待されます。

今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、「自己決定・自己責任」の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新町においては、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民が主体となった参加型社会の形成により、更なる住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「ゆたかな社会」の実現に向けて新町と十分に連携しながら、『日本のふるさと・豊かな水と緑あふるる故郷、木曾』のまちづくりに向けた新町の取組みを積極的に支援します。

2. 新町における長野県事業

(1) 地域交通基盤の整備

新町の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国道・県道の計画的な整備に取り組みます。

(2) 産業の振興

・地域の基幹産業のひとつである農業の生産振興や経営の安定を図るとともに、定住の促進、国土・環境の保全に向けて必要な農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備に取り組みます。

・森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化の防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう森林を健全な状態で維持していくため、県民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組みます。

・木工芸品などの地場産品や歴史的文化的資源など、各地域の観光資源を活用した誘客の促進や、広域観光への取組みを支援し、地域産業の活性化及び雇用の創出を図ります。新町が取り組む中小企業、NPO、創業者等が行う健康・福祉、環境及び教育

分野や地域資源を活用した新事業で地域経済の活性化、雇用の創出が見込める事業に対し、必要な資金を助成します。

(3) 福祉施策の充実

福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆にもとづいて行なわれることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、地域ケアの拠点となる宅幼老所や、障害者が地域で自律して生活するためのグループホーム、保育所の整備など、高齢者や障害者が地域で安心して生活できるための在宅福祉の充実や、子育て環境の整備に向け支援を行います。

(4) 保健・医療施策の充実

- ・新町や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通して、地域住民の健康増進を図ります。
- ・新町などが行う精神障害者の社会復帰施設等の整備及び運営に対する財政的支援を引き続き行います。

(5) 防災対策の推進

水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修による治水対策事業、急傾斜地における崩壊対策事業、砂防事業、道路災害防除事業などの必要な防災対策に取り組みます。

また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組みます。

(6) 景観の育成

地域の歴史や文化、自然環境といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域の方々の主体的な取り組みについて支援していきます。

(7) 環境保全の推進

新町が行う環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を形成するための取り組みを支援するとともに、事業所指導や環境測定などを通じ、地域における良好な生活環境の保全を図ります。

※「コモンズ」

ある特定の人々が集って協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで 地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み。

第6章 公共的施設の適正配置と整備

- 公共的施設の整備に関しては、効率的な運用、利用を図ることを最優先し、現行の施設の利用を推進します。
- 各地域の現況を踏まえ、必要性の高いものに関しては、慎重に協議を進め、適正な配置となるよう取り組みます。
- 木曾町としての本庁舎は、合併時には建設しないこととします。これまでの各地域にある役場を総合的な支所と位置付け、役割分担を図ります。
- 「大きな町の大きな展開と、小さな自治の輪の充実」という基本方針に基づき、新町全体で取り組むことにより効率が上がる業務は統合を図ります。その一方で、各地域で解決を図ることがより効率的であり、有効である業務に関しては、各支所で判断、解決できるような仕組みを創り上げます。



支所位置図

第7章 財政計画

木曾町における財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本に、平成17年度から平成26年度までの10年間について、歳入・歳出の項目ごとに、現況、過去の実績、経済状況及び合併による効果等を考慮し、新町建設計画の実行に必要な経費、合併による財政支援等を反映させ、普通会計ベースで作成したものです。

【歳入】

(1) 地方税

過去の実績、経済状況、人口の減少等を踏まえ、現行制度を基本にして算定しています。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の算定の特例による合併算定替及び合併による特例措置を見込むとともに、交付税の削減傾向を考慮し算定しています。特別交付税についても過去の実績と合併による特例措置を見込んで算定しています。

(3) 国庫支出金・県支出金

過去の実績、制度改正等により算定しています。また、合併に係る財政支援(合併市町村補助金等)を見込んでいます。

(4) 地方債

新町建設計画事業に伴う合併特例債及び過疎債・辺地債、臨時財政対策債を見込んでいます。

【歳出】

(1) 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の職員数の減少、合併による特別職の職員数、議会議員数の減少を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の実績、平成16年度の予算規模等を踏まえ、人口の高齢化を考慮して算定しています。

(3) 公債費

合併前までに借り入れた地方債にかかる償還予定額と合併後に新たに借り入れる地方債の償還見込額を見込んでいます。

(4) 物件費

過去の実績、平成16年度の予算規模等により算定し、合併による事務経費の削減を見込んでいます。

(5) 補助費等

過去の実績、平成16年度の予算規模等により算定しています。

(6) 積立金

合併後の地域振興のための基金への積立を見込んでいます。

(7) 繰出金

過去の実績等により算定し、減額で見込んでいます。

(8) 普通建設事業費

合併特例債、過疎債及び辺地債の発行予定額を考慮し、新町建設計画事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

1. 前期財政計画

(1) 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地 方 税	1,918	1,866	1,857	1,849	1,824
地方譲与税	232	232	232	232	232
各種交付金	350	348	347	345	344
地方交付税	4,370	3,937	3,731	3,419	3,322
分担金及び負担金	65	65	65	65	65
使用料及び手数料	367	367	367	367	367
国県支出金	910	910	910	910	910
繰 入 金	0	100	200	100	100
地 方 債	1,899	1,782	1,767	1,753	1,740
諸収入・その他	505	505	505	505	505
歳入合計	10,616	10,112	9,981	9,545	9,409

(2) 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人 件 費	1,827	1,786	1,744	1,702	1,660
扶 助 費	309	312	315	318	321
公 債 費	2,297	2,163	2,123	1,879	1,867
物 件 費	1,440	1,371	1,320	1,269	1,218
維持補修費	94	94	93	93	92
補 助 費 等	1,478	1,462	1,445	1,429	1,413
積 立 金	201	201	201	201	201
投資・出資・貸付金	46	46	46	46	46
繰 出 金	1,089	1,089	1,089	989	989
普通建設事業費	1,835	1,588	1,605	1,619	1,602
歳出合計	10,616	10,112	9,981	9,545	9,409

2. 後期財政計画

(1) 歳入

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地 方 税	1,816	1,806	1,780	1,770	1,760
地方譲与税	232	232	232	232	232
各種交付金	342	340	339	338	336
地方交付税	3,206	3,139	3,105	3,065	3,006
分担金及び負担金	65	65	65	65	65
使用料及び手数料	367	367	367	367	367
国県支出金	910	910	910	910	910
繰 入 金	100	100	100	100	100
地 方 債	1,328	1,316	1,305	1,294	1,284
諸収入・その他	505	505	505	505	505
歳入合計	8,871	8,780	8,708	8,646	8,565

(2) 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 件 費	1,617	1,575	1,533	1,490	1,448
扶 助 費	324	327	330	333	336
公 債 費	1,886	1,844	1,901	1,964	2,008
物 件 費	1,167	1,116	1,065	1,014	960
維持補修費	92	91	91	90	89
補 助 費 等	1,397	1,381	1,365	1,349	1,330
積 立 金	201	201	201	201	201
投資・出資・貸付金	46	46	46	46	46
繰 出 金	968	950	931	912	894
普通建設事業費	1,173	1,249	1,245	1,247	1,253
歳出合計	8,871	8,780	8,708	8,646	8,565